

入札説明書

この入札説明書は、令和4年3月4日（金）に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 社会福祉法人長沼陽風会 理事長 細木 直人

2 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 長沼町錦町グループホーム改修工事
- (2) 工事の場所 夕張郡長沼町錦町1丁目3番18
- (3) 工事の期間 令和4年4月1日（金）から令和4年7月31日（日）まで
- (4) 工事の概要 知的障がい者のグループホームの用に供するための用途変更及び増築工事。
トイレ1カ所及び居室2室の増築。風呂、洗面所、居間及び各居室の窓、内容改修。
防火壁工事。給排水設備工事。火災通報装置等の設置。
その他、別途閲覧、図渡しに供する仕様書、図面による。

(5) 分別解体等の実施の義務

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事の場合、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加希望者は、単体企業であって、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の要件

- ア 北海道における建築工事の競争入札参加資格がA等級以上に格付け、又は同等施設、事業所以上の工事実績を有する企業。
- イ 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事更正法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- エ 過去5年間に本工事と同種で、かつ、概ね同規模と認められる工事を元請けとして施行した実績を有する者であること。
- オ 長沼町、由仁町、南幌町、栗山町、岩見沢市、江別市、恵庭市、千歳市、北広島市、札幌市に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する企業。
- カ 本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者で、かつ、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を専任で配置できること。
- キ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- ク 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは時事面において関連がある建設業者でないこと。

4 入札の参加資格確認申請

(1) 申請書

入札参加資格審査申請書に書類を添付し提出しなければならない。

(2) 添付書類

- ア 建設業許可通知書（写）
- イ 類似工事施工実績調書
- ウ 配置予定技術者氏名
(ア) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定

技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

- a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合
- b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合

エ 経営規模等評価結果通知書（写）又は前年度計算書類（貸借対照表、損益計算書等）

オ 返信用封筒（申請者の住所氏名を記載し94円切手を貼った長3封筒）

(3) 提出期間等

ア 提出期間 令和4年3月4日（月）から令和4年3月14日（月）まで（休日を除く。）
毎日午前10時から午後3時までとする。

イ 提出場所 夕張郡長沼町東5線南4 社会福祉法人長沼陽風会 総務課
電話番号 0123-88-0155

ウ 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

(5) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

(7) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

- a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合
- b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を直ちにファックス及び文書により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）は、当該通知をした日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

夕張郡長沼町東5線南4 社会福祉法人長沼陽風会 総務課

(2) 理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

夕張郡長沼町東5線南4

社会福祉法人長沼陽風会 総務課 電話番号 0123-88-0155

- 8 入札執行
- (1) 入札執行の場所及び日時
- ア 入札会場 夕張郡長沼町中央南2丁目3番2 長沼町民会館
- イ 入札日時 令和4年3月28日（月）午前10時30分
- ウ その他 入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- 9 郵便等による入札
- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- 11 入札書記載金額
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 12 消費税等課税事業者等の申出
- 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- 13 入札参加資格を得た事業者の図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧及び現場調査等
- (1) 入札参加希望者の設計図書等の閲覧については、下記のとおり実施する。
- ア 閲覧期間 令和4年3月8日（火）から令和4年3月10日（木）午前10時から午後3時まで
- イ 閲覧場所 札幌市中央区北11条西21丁目374-35 株式会社 早坂設計
- (2) 設計図書等に関する質問受付期間は、閲覧期間と同様とし、ファックスによる受付を行ない、質問者にファックスまたは、電子メールにより回答する。
- ・ 質問連絡先 札幌市中央区北11条西21丁目374-35
株式会社 早坂設計 ファックス番号：011-616-4802
- (3) 現地調査については、下記のとおり実施する。
- ア 調査期間 令和4年3月8日（火）から令和4年3月10日（木）午前10時から3時まで
- イ 現場調査場所 夕張郡長沼町錦町北1丁目3番18
- ウ その他 現地調査は電話にて事前連絡のこと
社会福祉法人長沼陽風会 総務課 電話：0123-88-0155
- (4) 図渡しについては、令和4年3月14日（月）に参加資格を得たものに対して原則PDFファイルにてメール転送を実施する。これに依らない場合は、参加資格を得たものが直接持参したUSBフラッシュメモリ等の記憶媒体に必要なデータを配布する。紙媒体は使用しない。
- 14 支払条件
- (1) 完成引渡時 契約金額の全額（10割）を支払う。
- 15 契約書作成の要否 必要とする。
- 16 予定価格等
- (1) 予定価格 有（非公表）。
- (2) 最低制限価格 設定している。
- (3) 入札の執行回数は原則2回までとする。

17 再苦情の申立て

- (1) 非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 再苦情申立てに関する審議は、長沼陽風会建設委員会が行う。
- (3) 書面の提出先及び再苦情申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。
夕張郡長沼町東5線南4
社会福祉法人長沼陽風会 総務課 電話番号 0123-88-0155

18 その他

- (1) 3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 現場説明場所
夕張郡長沼町東5線南4
社会福祉法人長沼陽風会 総務課 電話番号 0123-88-0155
- (3) 入札参加資格を有すると認められ入札に参加する者は、別紙の入札の心得を承知すること。
- (4) その他入札に関し不明な点の問い合わせ先は、次の場所とする。
夕張郡長沼町東5線南4
社会福祉法人長沼陽風会 総務課 電話番号 0123-88-0155